

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「ふるさと」
著者 / 所属	荒井 透雅 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483号
刊行日	2026-4-30
頁	2
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## ふるさと

総務委員会 専門員

あらい ゆきまさ  
荒井 透雅

人は「ふるさと」という言葉からどのような思いを抱くのだろうか。詩人・室生犀星は「ふるさは遠きにありて思ふもの」と詠んでいる。この詩は、犀星のふるさとである金沢滞在中に詠まれたものというのが有力な説という。ふるさは遠く離れて暮らしているときは郷愁に満ちた懐かしいものと感じるが、実際に帰郷してみると、その風は思いのほか厳しいものを感じられるものかもしれない。

これまで「ふるさと」を冠した政策も様々実施されてきた。昭和62年11月の所信表明で当時の竹下総理は「すべての人々がそれぞれの地域において豊かで、誇りを持ってみずからの活動を展開することができる幸せ多い社会、文化的にも経済的にも真の豊かさを持つ社会を創造することを」目指すというふるさと創生を唱え、昭和63年から平成元年にかけて全国の市町村に1億円ずつを配分する、いわゆる「ふるさと創生事業」が実施された。

平成20年には自治体に対する寄附金税制として「ふるさと納税」制度が導入された。同制度は、創設時の総務省の研究会報告書によると「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という問題意識からスタートしている。しかしながら、税額控除や返礼品を目的に多くの人々が制度を利用するようになり、自治体間の返礼品による寄附金獲得競争が過熱し、総務省が度重ねて制度を見直すという事態が生じている。大幅な減収となった都市部の自治体からは廃止も含めた制度見直しの声も挙がっている。また、内閣府の「企業版ふるさと納税」については、寄附を行って税額控除を受けた企業が寄附先の自治体から大口の契約を受注する、いわゆる「過疎ビジネス」の問題も報じられている。

さらに、令和8年度からは新たに「ふるさと住民登録制度」の創設が予定されている。同制度は、誰もがアプリで関心のある自治体を登録し、当該自治体から情報提供を受けたり、行事やボランティア活動に参加ができたりするというもので、関係人口の可視化、地域の担い手確保や活性化につなげようとする狙いがある。

政府の取組に限らずに、過疎化や人口減少が進む現代において各地域は持続可能な社会を目指して様々な取組を進めている。しかし、限られた財源や人材を奪い合う結果となって批判が寄せられることも多い。都市と地方、地方相互間が互いに共生し、ウィンウィンの関係を構築するにはどうすべきか、解決への模索が今後も続けられよう。

広辞苑をひもとくと「ふるさと」の意味として2番目に「自分が生まれた土地」、3番目に「かつて住んだことのある土地。また、なじみ深い土地」とある。しかし1番目に書かれている意味は「古くなって荒れはてた土地」である。人口減少社会において日本各地の「ふるさと」が1番目の意味となることがないようにと願わずにはいけない。